最終更新日：2020年6月26日

株式会社マツオカコーポレーション
代表取締役社長CEO 松岡典之
問合せ先：03-5652-8895
証券コード：3611
https://www.matuoka.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制を構築し、株主をはじめとした多くのステークホルダーの皆様の立場に立って、持続的成長と企業価値の向上に努めていくことを基本方針としております。
この基本方針に基づき、当社は、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の強化充実を企業経営上の最重要課題の一つと位置付け、経営の意思決定、業務執行体制の確立並びにグループ各社の独立採算性を重視する等、経営責任を明確化し、グループ経営の効率化と透明性の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2④ 株主総会における権利行使】
当社は、外国人株主比率が11%程度と高くない状況を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの利用等の議決権の電子行使を可能とするための環境づくりを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．政策保有株式】
当社は、取引の維持・拡大等事業上の関係強化や、当社の中・長期的な企業価値の向上等を総合的に勘案し、合理的と判断した場合に限り株式を保有することとしております。
政策保有株式の保有の適否については、取締役会において、保有目的や取引状況、中・長期的な見通し等を総合的に勘案し、保有の妥当性が認められない場合は、株価や市場動向を考慮して適時・適切に売却をすすめる方針です。
【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引を行う場合には会社に不利益を与え、一部の特定株主に利益を付与することがないよう、取締役会の決議を要するものと取締役会規則で定めており、毎年、関連当事者間の取引結果を取締役会に報告し決議承認を経ております。
【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入しておりません。
【原則3－1．情報開示の充実】
(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画
有価証券報告書等で開示しております。また、当社ホームページ等で積極的な開示に努めて参ります。
(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1．基本的な考え方」をご覧下さい。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、固定報酬部分である職位や職責に応じた「基本報酬」のほか、短期インセンティブとして会社業績及び職務執行に対する業績評価に基づき支給される「賞与」、中長期的な業績や株価向上へのインセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。
取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で支給し、取締役会の任意の諮問機関として設置し、社外役員が過半数を占める指名報酬委員会における審議を経たうえで取締役会に答申され、取締役会で決定しております。当社の取締役の具体的な報酬等の額、その算定方法に関する方針の決定権限を有する者は取締役会より委任された代表取締役社長 松岡典之であります。なお、取締役の報酬限度額は、2001年6月30日開催の第45期定時株主総会において、年額240百万円以内と決議されております。
当社は、2019年6月27日開催の第63回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入し、2019年8月9日に社外取締役を除く取締役4名に対し当社普通株式7,700株を付与いたしました。本制度に基づく報酬限度額は、上記の報酬限度額とは別枠の年額48百万円以内と決議されております。譲渡制限付株式報酬制度は、当社取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。
(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、指名報酬委員会において審議を経た答申に基づき、経営もしくは監査に携わる者として高度な人格と資質を備え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の増大に資する者であるか否かを重視し、取締役会で審議、決定しております。
(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
株主総会招集通知記載の取締役及び監査役選任議案において個々の選解任理由を記載しております。
【補充原則4－1① 取締役会の役割・責務(1)】
取締役会の決議事項は法律や定款で定める事項の他、社内で開示されている取締役会規則で定めており、経営陣に対する委任の範囲は明確になっております。
【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では独立社外取締役の独立性判断基準を以下のように定めております。
当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。
1．当社及び当社の子会社の業務執行者（※1）
2．就任前10年間において当社及び当社子会社の業務執行者（※1）であった者
3．当社を主要な取引先（※2）とする者又はその業務執行者（※1）
4．当社の主要な取引先（※2）又はその業務執行者（※1）

5．当社の主要な借入先（※3）又はその業務執行者（※1）
6．当社又は当社の子会社の会計監査人の社員、パートナー又は従業員
7．当社から役員報酬以外に多額の金銭（※4）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
8．当社から多額の金銭（※4）の寄付又は助成を受けている団体の理事その他の業務執行者（※1）
9．当社の大株主（※5）又はその業務執行者（※1）
10．当社が大株主（※5）となっている企業等の業務執行者（※1）
11．最近（※6）において上記3から10のいずれかに該当していた者
12．上記1から11のいずれかに掲げる者（重要でない者（※7）を除く）の近親者（※8）
※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の使用人をいう。
※2 主要な取引先とは、ある取引先と当社グループとの取引において、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%の金額を超える支払いを当該取引先に行った場合、又は、当社の最終事業年度における年間連結売上の2%の金額を超える支払いを当社グループに行った場合をいう。
※3 主要な借入先とは、当社の連結総資産の2%の金額を超える借入を行っている場合をいう。
※4 多額の金銭とは、当該金銭を得ている者が個人の場合には年間1,000万円超、団体の場合には年間1,000万円、又は当該団体の年間連結売上の2%のいずれか高い額を超える場合をいう。
※5 大株主とは、総議決権数の10%以上の議決権を保有する者をいう。
※6 最近とは、当該役員選任の1年前までをいう。
※7 重要でない者とは、会社の役員・部長クラス、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士、コンサルタント、会計専門家、法律専門家、団体の理事又はこれらに準じる者に該当しない者をいう。
※8 近親者とは、配偶者及び2親等以内の親族をいう。
【補充原則4－11① 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
1．取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
取締役会は、社外取締役を加えて多様性を重視し、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる取締役で構成し、慎重かつ迅速な意思決定をすると共に、監督機能を果たすために最も効果的・効率的に発揮できる員数で構成する。
2．取締役の選任に関する方針
(1) 会社法が定める取締役としての適格要件を満たす者であること
(2) 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
(3) 全社的な見地で客観的に分析及び判断をして積極的に自らの意見を述べることができること
3．取締役の選任手続
取締役会において取締役候補者を選定し、株主総会に提案承認を受ける。
【補充原則4－11② 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任している場合には、株主総会招集通知の事業報告及び取締役及び監査役選任議案に記載しております。当社としましても社外取締役及び社外監査役が兼任している会社が多ければ、当社での活動も阻害する可能性があるため、社外取締役及び社外監査役に対して他の上場会社の役員の兼任状況を申告していただいております。
【補充原則4－11③ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は2019年10月に各役員に対し、アンケート方式にて自己評価を実施し、その集計結果について取締役会において分析・評価を実施しております。その概要は、当社ホームページにおいて開示しております。（https://www.matuoka.co.jp/ir/governance.html）
【補充原則4－14② 取締役・監査役のトレーニング】
当社は、取締役・監査役に対して、その機能を十分に果たすことを可能にするため、会社法及び情勢に適した内容で様々な研修機会を提供しております。引き続き社内外を問わず積極的に知識習得、研鑽に努めてまいります。
【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するために情報取扱責任者として役員を選任し、専属のIR担当部署を設置しております。決算説明会の実施の他、個別面談等、幅広く株主との対話の場を設け、株主の意見を取締役会等で報告し経営に反映させます。
また、決算発表前にはサイレント期間を設けIR活動を自粛するなど、株主に対し公平な情報開示に努めてフェア・ディスクロージャー・ルールを遵守してまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
松岡　典之	1,535,800	15.29
合同会社マツオカカンパニー	1,475,000	14.69
株式会社広島銀行	420,000	4.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	322,000	3.20
合同会社パインヒルコーポレーション	300,000	2.98
株式会社ファーストリテイリング	286,500	2.85
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	255,600	2.54
GOVERNMENT OF NORWAY	252,300	2.51
日本生命保険相互会社	250,000	2.48
神原汽船株式会社	250,000	2.48

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
江島 貴志	他の会社の出身者											
中川 康明	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江島 貴志	○	―――	元企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、江島 貴志氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、かつ当社との間に特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しました。

中川 康明	○	―――	アパレル業界における豊富な知識及び元企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、中川 康明氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、かつ当社との間に特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	1	0	2	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	1	0	2	その他

補足説明 更新

指名報酬委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方に相当する機能を担う任意の委員会であり、取締役、監査役の指名、取締役の報酬の額の決定等について、その評価、決定プロセスを透明化・客観化することで監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、諮問機関として設置しております。現在は、代表取締役社長及び東京証券取引所が定める独立役員である社外役員3名で構成しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携を図るため、定期的にミーティングの場を設けて意見交換しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡 耕一郎	弁護士													
松本 久幸	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡 耕一郎	○	―――	弁護士として、企業法務に関し高い見識を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。 また、岡 耕一郎氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、かつ当社との間に特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しました。
松本 久幸	○	―――	公認会計士・税理士としての豊富な経験、専門知識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。 また、松本 久幸氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、かつ当社との間に特別な利害関係がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

（1）ストックオプション制度
当社の社内取締役と従業員の業績向上に対する意欲や士気をいっそう高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的としてストックオプション制度を導入しております。
（2）その他
当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

原則として社内取締役と従業員を対象者としております。ストックオプションを付与している社内監査役（1名）は付与した当時、社内取締役であり、社内取締役の資格のもとでストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書で取締役及び監査役ごとに報酬の種類別総額を開示しており、連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額を個別開示しています。なお、2020年3月期における代表取締役社長松岡典之に対する報酬等の総額は151百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、固定報酬部分である職位や職責に応じた「基本報酬」のほか、短期インセンティブとして会社業績及び職務執行に対する業績評価に基づき支給される「賞与」、中長期的な業績や株価向上へのインセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。
取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で支給し、取締役会の任意の諮問機関として設置し、社外役員が過半数を占める指名報酬委員会における審議を経たうえで取締役会に答申され、取締役会で決定しております。当社の取締役の具体的な報酬等の額、その算定方法に関する方針の決定権限を有する者は取締役会より委任された代表取締役社長 松岡典之であります。なお、取締役の報酬限度額は、2001年6月30日開催の第45期定時株主総会において、年額240百万円以内と決議されております。
当社は、2019年6月27日開催の第63回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入し、2019年8月9日に社外取締役を除く取締役4名に対し当社普通株式7,700株を付与いたしました。本制度に基づく報酬限度額は、上記の報酬限度額とは別枠の年額48百万円以内と決議されております。譲渡制限付株式報酬制度は、当社取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

業務を補佐する専属の部署やスタッフはおりませんが、必要に応じて経営企画部のスタッフが事務を担当し業務を補助しております。また、取締役会資料の事前配付や説明に努め、都度、個別適宜に情報を提供して社外取締役及び社外監査役から助言をいただくなど、意見を経営に反映させております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役及び取締役会
当社の取締役会は6名(うち、社外取締役2名)で構成されており、原則として月1回以上開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、「取締役会規則」に基づき重要事項を決議する一方、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行の監督、代表取締役の選定・解職を行う権限を有しております。また、取締役会には監査役が出席し、取締役の職務執行状況の監査をしております。
(2) 監査役及び監査役会
当社は監査役会を設置しており、常勤監査役2名と社外監査役2名で構成されております。監査役会は、原則、毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況及び監査結果等の検討等、監査役相互間の情報共有を図っております。
各監査役は、取締役会及び経営戦略会議などの重要な会議に出席し意見を述べるなど、取締役及び執行役員の業務執行の適正性及び効率性について監査しております。また、代表取締役との定期的な面談を実施し、重要課題に関する意見交換を行うとともに、内部監査室及び会計監査人と情報交換・意見交換を通して監査役監査の実効性の向上に努めております。
(3) 経営戦略会議
取締役及び執行役員、これらの者が指名する部門責任者をメンバーとする経営戦略会議を毎月開催しております。代表取締役の指揮により効率的に事業を執行するとともに、関連する主要議題について幅広く協議し、必要に応じて取締役会へ方針や施策等を具申しております。
(4) 指名報酬委員会
取締役、監査役の指名、取締役の報酬の額の決定等について、その評価、決定プロセスを透明化かつ客観化することで、監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、過半数を社外役員で構成した取締役会の諮問機関である指名報酬委員会を設置しております。取締役等の候補者指名や報酬等に関して、取締役会からの諮問を受けて検討し、取締役会への答申を行うほか、必要と判断した事項について検討し、取締役会への提案を行っております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、各分野の最高執行責任を負う取締役が、業務における適正性、効率性の確保に努め、各取締役から毎月1回以上の取締役会への報告を通じて、相互に監督がなされる体制となっております。
また、当社の監査役会は、4名のうち2名を社外監査役としているほか、内部監査室や会計監査人と連携し、取締役及び執行役員の職務執行状況を厳正にチェックしております。指名報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役等の指名・報酬に関する意思決定について監督機能を強化しております。これらの状況から、経営監視機能は十分に機能する体制が整っていると判断し、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現在は法定の発送日で招集通知の発送を行っておりますが、今後は発送業務の効率化等により発送期間を短縮できるよう努めてまいります。 また、株主総会招集通知を東京証券取引所及び当社ホームページで閲覧ができるようにしております。
集中日を回避した株主総会の設定	現在は集中日に株主総会の開催を行っておりますが、今後は業務の効率化等により株主総会の開催を集中日にしないよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現在は電磁的方法による議決権の行使を認めておりませんが、実施の検討をしてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加はしておりませんが、参加の検討をしてまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	東京証券取引所及び当社ホームページに招集通知の英文を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、IR情報サイトで公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	幅広く株主に情報発信できるように、個人投資家向け説明会を2019年12月に開催いたしました。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、感染予防等の観点から、当初予定しておりました説明会を中止しましたが、今後、開催可能な状況となりましたら、実施に向けて検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	幅広く株主に情報発信できるように、アナリスト・機関投資家向けに説明会を2019年11月に開催いたしました。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、感染予防等の観点から、当初2020年５月に予定しておりました説明会を中止しましたが、今後、開催可能な状況となりましたら、実施に向けて検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	幅広く株主に情報発信できるように、海外投資家向けに説明会を2018年10月に開催いたしました。2020年３月期は実施できませんでしたが、今後も定期的な開催に向けて実施を検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報サイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR管掌する部署として経営企画部 企画・IR課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	制定しているコンプライアンスに関わる規程を遵守し、企業の社会的責任を果たしてまいります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	水質環境の改善等の環境保全活動に従事しております。また、工場が所在する各国の労働法等を遵守し、労働環境の向上に努めております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、顧客、仕入先、従業員等のステークホルダーの利害調整を図るため適時に公平誠実な情報開示に努めてまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムに関する以下の基本方針に従って内部統制システムを整備することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図ります。
(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
① 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、重要事項を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督する。
② コンプライアンスに関わる規程に基づき、委員会等を設置し、コンプライアンス活動を推進する。
③ 内部通報制度の整備により、社員等から法令違反行為の情報提供を受け付けると共に、社内相談窓口を設け、コンプライアンス体制の強化・充実を図る。
④ 社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況等について、定期的に内部監査を実施する。
⑤ 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
① 社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
② 取締役会の諮問機関として、過半数が社外役員で構成される指名報酬委員会を設置する。取締役及び監査役等の選解任に関する基本方針・基準・選定手続等、並びに取締役等の報酬に関する事項の審議を行い、その結果を取締役会に答申する。
③ グループ全体及び各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討を行うため、「経営戦略会議」を設置し、定期的に開催する。
(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
経営に関する重要文書や重要情報等について、法令及び社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。
(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクマネジメントに関わる規程を整備し、委員会等を設置し、リスク管理体制の整備を推進する。
(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 子会社管理・報告体制
・グループ会社管理の主管部署を定め、グループ会社経営に関する社内規程に従い、経営管理・経営指導を行う。
・子会社の経営状況について、当社経営陣に対して直接報告される会議を設置し、定期的に開催する。
② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社に対し、事業内容・規模等を考慮の上、リスクマネジメント体制の構築を指導し、定期的に活動状況の報告を受けることにより、グループ全体のリスクを管理する。
③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。子会社の経営上重要事項に関しては、当社の事前承認を要する事項及び当社への報告を要する事項を取り決める。
・連結ベースでの経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたる。
④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・「経営理念・行動基準」を当社グループ共通の基準として子会社に周知し、子会社に対して所在国における法令等を勘案し経営環境に応じた行動規範や各種規程の制定を求める。
・子会社の取締役等及び使用人による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備する。
(6) 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
① 当社グループの取締役等、使用人及び子会社の監査役は、当社監査役に対し報告すべき法定の事項に加え、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
② 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わないことを確保する。
(7) 監査役の職務の執行について生じる費用・債務の処理方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用または債務を処理する。
(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
① 当社は、監査役の求めがある場合、監査役の職務を補助すべき専任スタッフを配置するものとし、その人事については、監査役と事前に協議を行う。
② 監査役の専任スタッフは、監査役の指示に従ってその職務を行う。
(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査役は重要な決定及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席するほか、取締役とのミーティング、子会社への往査を実施し、会計監査人と相互に連携を図る。
② 内部監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、情報交換及び連携を図る。
内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「反社会的勢力排除規程」で定め、反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、不当・不法な要求には一切応じないものとする。「反社会的勢力対応マニュアル」を役員・従業員に周知徹底し、反社会的勢力に対する対応は管理部と連携し、必要に応じて、早期に顧問弁護士や警察等に相談し適切な措置を講ずる。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

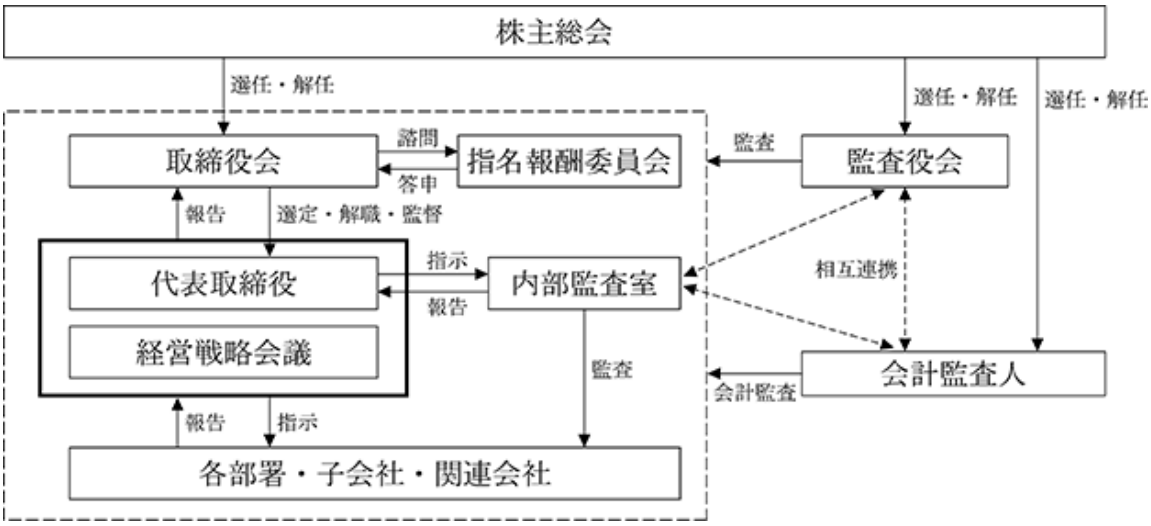

【適時開示体制の概要（模式図）】

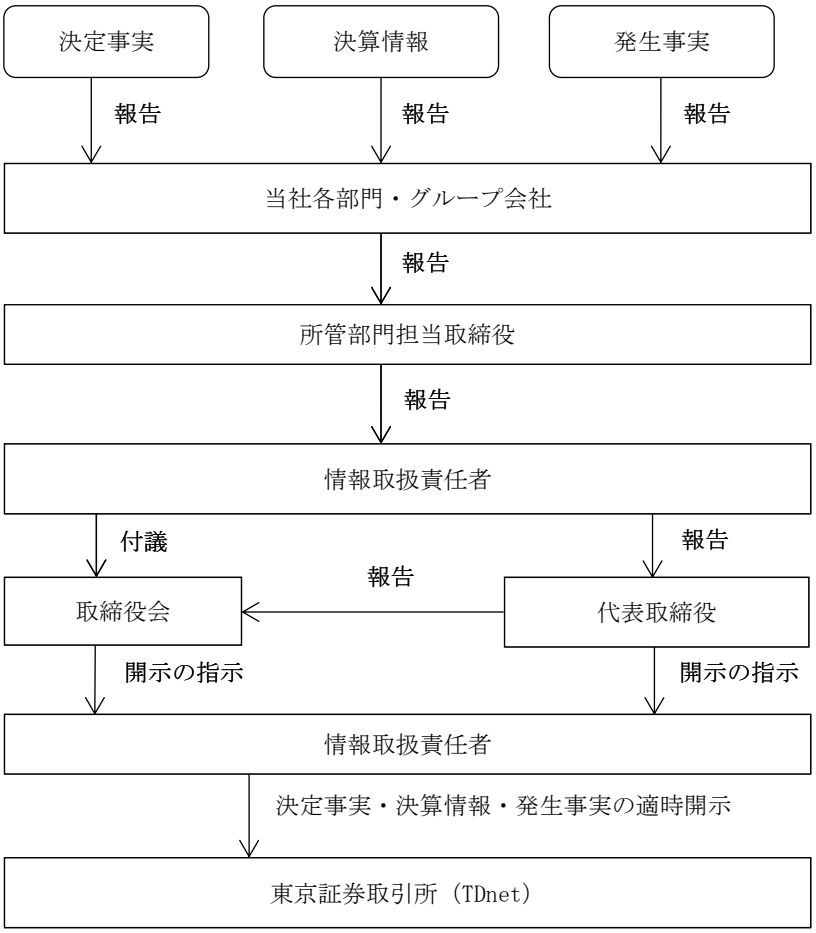

（開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開）